

私立高等学校、特別支援学校及び  
高等課程を置く専修学校設置者 様

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

私立高等学校等学び直し支援補助金の受給資格認定申請について（通知）

私立高等学校等学び直し支援補助金について、受給資格の認定を行いますので、下記の提出書類を取りまとめの上、**令和 8 年 8 月 7 日（金）**までに提出してください。

記

1 提出書類

(1) 受給資格の認定申請をする者が作成する書類

ア 私立高等学校等学び直し支援補助金受給資格認定申請書【様式 1】

イ 国籍・在留資格等の確認書類（いずれも生徒本人のもの）

(ア) 日本国籍の者

住民票の写し（マイナンバーの記載がないものであって令和 8 年 4 月 1 日以降発行のもの。  
原本。コピー不可。）

(イ) 日本国籍以外の者

特別永住者証明書の写し（コピー）、在留カードの写し（コピー）又は住民票の写し（国籍・  
在留資格・在留期間の記載があるものに限る。マイナンバーの記載がないものであって令和 8  
年 4 月 1 日以降発行のもの。原本。コピー不可。）

※ 在留資格が家族滞在の者であって、日本の小学校及び中学校を卒業しているものは、当該  
学校の卒業証書の写し又は卒業証明書を併せて提出すること。

※ 受給資格認定申請書（様式 1）には、上記確認書類以外の書類の提出も可とされている  
が、令和 8 年度においては上記書類のみ受付が可能となるため、留意すること。

ウ <就学支援金旧制度対象者のみ（3(1)を参照）>**令和 7 年度**の課税標準額及び市町村民税の調  
整控除額が確認できる書類（「**令和 7 年度住民税課税証明書**」等）又は個人番号利用目的同意書兼  
個人番号提供書及び個人番号確認書類添付用紙

エ 退学の事由を証する書類（就学支援金受給資格消滅書等）

(2) 学校設置者が作成する書類

ア 私立高等学校等学び直し支援補助金受給資格認定申請者一覧【様式 2】

イ 私立高等学校等学び直し支援補助金受給資格認定申請者一覧（1 単位あたりの授業料を徴収す  
る場合）【様式 2】※単位制のみ

## 2 受給対象者の要件

以下の(1)～(8)のいずれにも該当する者であること。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 岩手県内の私立の高等学校、特別支援学校の高等部、専修学校高等課程又は各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けている学校に在学している者
- (3) 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は終了していない者
- (4) 高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超える者
- (5) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者
- (6) 高等学校等を退学したことがある者
- (7) 学び直し支援補助金の支給を受けた期間が通算して12月未満（定時制・通信制は24月未満）である者
- (8) 再入学した高等学校等が単位制の高等学校等である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援補助金の支援対象単位数を合算した単位数が74単位を超えていない者  
 ※ 単位制高等学校等に在学する者であって、就学支援金の支給期間は満了していないが、支給上限である74単位に達したため就学支援金の支給を受けることができなくなった者を含む。

## 3 申請に当たっての留意事項

- (1) 本補助金については制度改正に伴い、就学支援金新制度対象者（日本国籍・特別永住者等。以下、「新制度対象者」）と、就学支援金旧制度対象者（以下、「旧制度対象者」）とで支給上限額が異なります。各区分における支給上限額は以下の通りです。詳細については、今後改正を予定している「私立高等学校等学び直し支援金に係る事務処理について」を御確認ください。

支給区分	支給上限額（通算74単位、年間30単位まで）
新制度対象者 （日本国籍・特別永住者等）	・ 337,200円/年（13,668円/単位） ※所得制限なし
旧制度対象者 （就学支援金新制度の対象外となる外国籍の生徒で、新たに学び直し支援補助金を受ける者（留学生除く））	・ 年収約590万円未満世帯：297,000円/年（12,030円/単位） →支給限度額+加算額 ・ 年収約910万円未満世帯：118,800円/年（4,812円/単位） →支給限度額 ※年収約910万円以上世帯：所得制限
旧制度対象者 （就学支援金新制度の対象外となる外国籍の生徒で、令和8年3月31日時点で学び直し支援補助金を受けていた者）	・ 年収約590万円未満世帯：297,000円/年（12,030円/単位） →支給限度額+加算額 ・ 年収約590万円以上世帯：118,800円/年（4,812円/単位） →支給限度額

- (2) 受給資格認定後に交付申請、交付決定となります。交付は、対象月を4～6月、7～9月、10～12月、1～2月、3月の5期に分け、学校設置者から県への支払請求に基づき行う予定です。（詳細

は、別途通知します。)

(3) 提出期限以降に新たに対象者が生じた場合は、速やかに連絡願います。

(4) 収入状況の確認については、収入状況届出書により別途提出依頼を行います。なお、収入状況の確認が必要となるのは、旧制度対象者のみです。

#### 4 その他

(1) 今後要綱及び事務処理通知を改正予定です。改正後の要綱等については、おってお知らせします。

(2) 令和5年度から家計急変支援制度を創設したことに伴い、該当がある場合には、次のとおり取り扱います。なお、家計急変支援制度の対象は、旧制度対象者のみです。

##### ア 提出書類

受給資格認定申請書(様式1)について、従来の申請分と家計急変支援分の様式を区別している  
ので、申請手続きの際は留意のこと(家計急変分は、申請書(表面)右上にその旨を明示)。

##### イ 提出期限

家計急変支援分は、通知の期限以降も、随時申請を受け付けます。なお、申請期限は、今年度の  
最終の変更手続きに合わせ、別途通知します。

担当：私学担当 須藤

TEL：019-629-5041 / FAX：019-629-5049

Mail：AH0007@pref.iwate.jp